

広島県告示第四百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号		令和元年広島県告示第九百号			
所在地		広島県広島市安芸区中野東町、同市安芸区中野町及び同市安芸区中野六丁目 地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	中野六丁目（五八二五）	急傾斜地の崩壊	中野六丁目（五八二五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	中野六丁目（六一九一）	急傾斜地の崩壊	中野六丁目（六一九一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	椿谷川（三八）	土石流	椿谷川（三八）	土石流	土石流
	清防川（九四）	土石流	清防川（九四）	土石流	土石流